

事業シート(概要説明書)					
事業名	民間社会福祉施設整備事業			担当部名	環境福祉部
				担当課名	生活福祉課
事業年度	開始年度:昭和52年度		終了年度:未定		
総合計画での位置付け	子育て支援と健康福祉の充実 - お互いに思いやり支え合うまちづくり - 地域福祉の推進 地域福祉活動の推進				
根拠法令等	津山市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱				
実施方法	直接実施	委託	指定管理	補助金	その他
	実施主体・委託先等		社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設を経営する社会福祉法人		
事業概要	目的・必要性 (何のために)	津山市における社会福祉施設の整備及び充実を図るため、予算の範囲内において社会福祉法人に対し補助金を交付するもの。			
	対象 (誰・何を対象に)	津山市社会福祉施設整備計画に基づく、国及び県等補助対象の社会福祉施設の新設・増築・改築又は大規模修繕並びにこれらに伴う関連設備整備の事業を行う社会福祉法人。			
	事業内容 (手段、手法など)	上記対象法人が、独立行政法人福祉医療機構又は岡山県福祉事業団から融資を受けた場合、当該元利償還金の一部を補助するもの。			

		H23決算	H24決算	H25決算	H26予算
事業費	報酬(嘱託・臨時職員含む)				
	賃金				
	報償費				
	旅費				
	需用費				
	役務費				
	委託料				
	負担金、補助及び交付金	23,472	21,439	23,151	24,306
	扶助費				
	その他( )				
合計(千円)		23,472	21,439	23,151	24,306

事業費の財源内訳	国・県からの補助金等				
	地方債				
	その他( )				
	一般財源	23,472	21,439	23,151	24,306
	合計	23,472	21,439	23,151	24,306

従事者数	正規職員(人/年)	0.1	0.3	0.2	0.2
	嘱託・臨時職員(人/年)				

事業シート(概要説明書)					
目的達成のための活動指標	活動指標名	単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標選択理由	<p>求める事業効果が、市内の社会福祉施設の整備及び充実であり、数値指標の設定は適さない。</p>				
事業目的の達成状況	<p>社会福祉法人が施設の整備・充実を計画する場合、多額の自己資金を要するが、この資金調達にあたり、市が財政支援を行うことで負担軽減を図ることができ、整備意欲の増進に寄与してきた。</p>				
現在の課題	<p>・平成18年度の障害者自立支援法施行により、障害福祉分野において、特定非営利活動法人(NPO法人)・営利法人などが通所サービス施設整備に取り組んでいる。(国・県の施設整備補助対象)</p> <p>・現行の要綱では、補助対象を社会福祉法人が経営するものに限定しており、その整合性が問われるところである。</p> <p>・借入金の元利償還金を補助対象としていることから、長期にわたり多額な財政支出が必要になる。</p> <p>・新たな福祉ニーズへの対応や施設の老朽化に伴う改築や耐震対策などに相応した施設整備への対策が求められている。</p>				
今後の方向性	<p>社会福祉事業を取り巻く状況は大きく変化しており、社会福祉施設の設置・運営主体の多様化を踏まえ、補助対象法人の範囲や補助基準及び限度額等について見直しをしていく。</p>				
特記事項 (事業の沿革等) (他都市との比較等)	特記事項(事業の経緯経過など)		要綱の主な改正変遷		
	昭和52年5月	「津山市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱」制定			
	昭和55年9月	補助対象経費区分、借入金限度額(1億円)を設定			
	昭和61年4月	補助率改正 保育所:全額 1/2以内、特別養護老人ホームその他措置を要する施設の新設:1/2以内 1/3以内など			
	平成4年1月	市長が措置又は市が事業委託する社会福祉施設は、1/2以内に補助率引上げ。借入限度額を撤廃			
	平成14年4月	介護保険法適用施設及び老人福祉法適用施設(軽費老人ホーム)を補助対象外とする。			
	平成19年3月	児童福祉施設について、次世代育成支援対策交付金制度に基づく補助に改正。			
	平成21年10月	児童福祉施設のうち保育所について、岡山県安心子ども基金特別対策事業費補助金交付要綱に基づく補助に改正。			
平成27年4月	津山市安心子ども基金特別対策事業施設整備費補助金交付要綱の制定により、保育園を補助対象外とする予定。				